

市発注工事受注者の皆様へ

(下請負人に施工させる場合の留意事項)

この留意事項は、市が発注した工事の受注者（建設業法上の元請負人）が下請負人に施工させる場合の遵守すべき建設業法（法）・施行規則（規則）、公共工事の入札及び契約の適性化の促進に関する法律（入契法）及び工事請負契約約款（約款）の規定をまとめたものです。

海老名市発注工事を下請負人に施工させる場合は、下記事項に留意してください。なお、法令に違反した場合は、許可機関への通知並びに海老名市競争入札参加停止等措置要綱に基づき、入札の参加停止等の措置をとることがあります。

1 施工体制台帳の作成・提出【建設業法第24条の8、入契法第15条】

建設業法、入契法改正（平成27年4月1日施行）に伴い、公共工事を受注した建設業者は工事の一部を下請させようとする場合、下請金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを発注者（監督員）に提出してください。また、工事現場の見やすいところに施工体系図の掲示をしてください。

2 下請負人の通知【法第24条の7、約款第7条、市公共工事共通事項書】

下請負人に係る書類を下請負人の本体工事又は仮設工事の着手前までに監督員に提出してください。

提出書類

① 施工体制通知書

② 施工体制台帳【規則第14条の2】

②-1 下請契約書面の写し（二次以降含めすべての契約書）

②-2 受注者の主任技術者資格証、雇用証明書類

②-3 施工体系図

②-4 作業員名簿

3 下請負人に対する通知【規則第14条の3】

下請負人に対し、再下請負通知を行う旨の通知を行うとともに当該事項を記載した書面を当該工事現場の見やすい場所に掲げてください。

下請業者への書面通知例

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法(昭和24年法律第100号)第24条の7第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

この建設工事の下請負人(貴社)は、その請け負ったこの建設工事を他の建設業を営む者(建設業の許可を受けていない者を含みます。)に請け負わせたときは、

① 建設業法第24条の7第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。

② 貴社が工事を請け負わせた建設業を営む者に対しても、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成特定建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である。」旨を伝えなければなりません。

作成特定建設業者の商号
再下請負通知書の提出場所

〇〇建設(株)
工事現場内建設ステーション/△△営業所

現場への掲示文例

この工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーション/△△営業所まで、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4に規定する再下請負通知書を提出してください。

一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。

〇〇建設(株)

4 適正な下請契約の締結【法第18条、法第19条第1項、法遵守ガイドライン】

下請契約の締結に当たっては、次の(1)から(3)までの各事項のいずれかに適合するようにしてください。

- (1) 下請契約の締結に当たっては、建設業法第19条第1項第1号から第16号までの事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付する。
- (2) 下請契約の締結に当たっては、建設工事標準下請契約約款(昭和52年4月26日中央建設審議会決定)又は約款に準じた内容を持つ契約書により、下請契約を締結する。
- (3) 注文書・請書による契約

■ 当事者間で基本契約書を締結した上で、具体の取引については注文書及び請書の交換による場合

- ① 基本契約書には、建設業法第19条第1項第4号から第16号に掲げる事項を記載し、署名又は記名押印をして相互に交付する。

- ② 注文書及び請書には、建設業法第 19 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項、その他必要な事項を記載すること。
- ③ 注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書の定めによるべきことが明記されていること。
- ④ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印をして相互に交付すること。

■ 注文書及び請書の交換のみによる場合

- ① 注文書及び請書のそれぞれに、同一の内容の契約約款を添付すること。
- ② 契約約款には、建設業法第 19 条第 1 項第 4 号から第 16 号に掲げる事項を記載すること。
- ③ 注文書及び請書と契約約款が複数枚に及ぶ場合には、割印を押すこと。
- ④ 注文書及び請書の個別的記載欄には、建設業法第 19 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項、その他必要な事項を記載すること。
- ⑤ 注文書及び請書の個別的記載欄には、それぞれの個別的記載欄に記載されている事項以外の事項については、契約約款の定めによるべきことが明記されていること。
- ⑥ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ記名押印すること。

5 不当な取引の禁止【法第 19 条の 3、法第 19 条の 4】

元請負人の地位を不当に利用して、次のことはできません。

- (1) 建設工事を施工するのに通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金で請負契約を締結すること。
- (2) 請負契約締結後、建設工事に使用する資材、機械器具又は購入先を指定し、これらを請負人に購入させること。

6 下請代金の支払い【法第 24 条の 3、法第 24 条の 5 第 3 項】

- (1) 元請負人は、市から出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、その日から 1 月以内のできる限り短い期間内に、当該支払の対象となった建設工事を施工した下請負人に対し、支払を受けた額に相応する下請代金を支払わなければなりません。
- (2) 元請負人は、市から前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、当該建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払ってください。
- (3) 支払代金の支払については、次のことに留意してください。
 - ① できる限り現金払いとすること。
 - ② 労務費相当分については、現金払いとすること
 - ③ 現金と手形払を併用する場合は、現金払いの比率を高めること。
 - ④ 手形払いの場合は

- ㊦ 期間は、120 日以内でできる限り短くすること。
- ㊧ 一般の金融機関による割引を受けることが困難な長期手形の交付をしないこと。

7 検査及び引渡し【法 24 条の 4】

- (1) 元請負人は、下請負人からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、その日から 20 日以内で、できる限り短い期間内に完成を確認するための検査を完了しなければなりません。
- (2) 元請負人は、検査確認終了後、下請負人が申し出たときは、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けなければなりません。

8 下請負人の意見の聴取【法 24 条の 2】

元請負人は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請負人において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、下請負人の意見をきかなければなりません。

9 下請施工に係わる特定建設業者の義務

- (1) 特定建設業の許可を受けた者でなければ、下請代金の額（下請契約が 2 以上あるときは、下請代金の総額）が 5,000 万円以上（建築一式の場合は 8,000 万円以上）の下請契約を締結することができません。

【法 16 条】

- (2) 市からの工事代金の支払の有無に拘らず、下請負人から建設工事の目的物の引渡しの申し出を受けたときは、その日から起算して 50 日以内に、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければなりません。

【法 24 条の 5 第 1 項】

- (3) 支払期日までに支払わなかった場合は、一定の遅延利息を支払わなければなりません。

【法 24 条の 5 第 4 項】

- (4) 当該工事の下請負人に対し、建設業法、建築基準法、労働基準法、労働安全衛生法などの法令に違反しないよう指導に努めなければなりません。

【法 24 条の 6】

10 その他

元請負人は、下請負人の倒産、資金繰りの悪化等により、下請契約における関係者に対し、工事の施工に係る請負代金、賃金の不払等、不測の損害を与えることのないように、下請契約の関係者保護に配慮しなければなりません。

【法 41 条の 2、41 条の 3】